

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることを目的として、新たなパートナーシップを構築するにあたり、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じて、その先の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むと共に、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- サプライチェーン全体での付加価値の適正な評価とコストアップの公平な負担による共存共栄の実現
- IT 実装支援—基幹システムの更新及びその活用による営業活動及び購買業務の効率化及び精度の向上
- 「SCOPE3」への対応—主原料サプライヤーとの連携により、リサイクル過程における二酸化炭素排出量を把握することによる、バリューチェーン全体における二酸化炭素排出量低減の実現（グリーンパートナーシップの構築）。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 適正な契約条件の設定

取引対価の設定にあたっては、不合理な原価低減要請を行わず、下請事業者から協議の申入れがあった場合にはこれに応じ、労務費その他の経費上昇分の影響を考慮するなど、下請事業者の利益を損なうことのないよう十分に協議します。また、下請代金は可能な限り現金で支払うこととし、手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とするよう努めます。契約に際しては、取引対価を含む契約条件の書面による明示・交付を行います。

② 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③ 働き方改革等に伴うしわ寄せの防止

取引先においても働き方改革を実現できるよう、下請事業者に対し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を依頼することのないよう配慮します。また、災害発生時等においては、下請事業者との取引関係をできる限り維持するとともに、災害等によって生ずる負担を一方的に押し付けることのないよう努めます。

2022年1月26日

東京製鐵株式会社 代表取締役社長 西本 利一

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。